

石川県留置施設視察委員会

【留置施設視察委員会とは】

警察本部に、留置施設を視察し、その運営に関し、留置業務管理者（警察署長）に対して意見を述べる機関として、部外の第三者から成る留置施設視察委員会を置くものとされています。

【活動状況】

○ 令和5年度

① 委員任命式及び第1回会議（令和5年6月29日）

石川県公安委員会から4人の委員が任命を受けました（任期1年）。
会議では、委員長を選任や年間活動計画等の決定がなされました。

② 留置施設の視察（令和5年12月12日、令和5年12月20日）

県下12留置施設のうち、4施設の視察を行いました。